

1. 件名：東海第二発電所の設計及び工事の計画の変更認可申請（原子炉建屋放射線モニタの設置場所変更）に係る事業者ヒアリング
2. 日時：令和4年9月2日 16時30分～18時05分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、片桐主任安全審査官、宮本主任安全審査官、
小野安全審査官、上田審査チーム員

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 室長代理、他8名

発電管理室 設備・耐震グループ 課長※

東海第二発電所 保守室 電気・制御Gr 課長、他5名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」(令和4年3月23日 第73回原子力規制委員会 配布資料2)を踏まえ、一部対面で開催した。

6. その他

提出資料：

- (1)東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請書 補足説明資料(改6)
- (2)東海第二発電所 設計及び工事計画認可申請 コメント回答整理表【原子炉建屋換気系(ダクト)放射線モニタ】

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	一応ウエダです。
0:00:02	それでは本日のヒアリングを始めたいと思います。本日は、
0:00:07	日本原子力発電東海第2発電所の設計及び工事計画の変更認可申請についてです。
0:00:14	それでは事業者から説明をお願いします。
0:00:18	はい、原電の小林でございます。
0:00:20	前回のヒアリングでいただいたコメントを踏まえて資料を修正しました。
0:00:26	コメントリストに基づいて一つずつ修正箇所等をご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。
0:00:36	原電の川俣と申しますまず、コメント回答整理表のナンバー1、Aの方になりますけれども、
0:00:44	コメント内容としまして
0:00:47	これまで事業者にて示してきた。
0:00:49	変更理由、送信対策工期等について前後関係を整理し、説明の経緯を記載すること。また、ALCパネル補強の取り扱いはペンディングだが、
0:00:59	手続きしやべって行うことについても記載することということで、
0:01:03	こちらの回答ですけれども、
0:01:07	変更経緯とALCの取り扱いについて今回記載させていただきまして、ページの方が右下の538ページとなります。
0:01:18	今回538ページの方で変更理由の見直し経緯についてということで、2022年3月1日に申請を行った。
0:01:27	設計及び工事計画認可申請書の変更の理由についてはヒアリング等を通して見直しを行っていることから、見直しの経緯について下の表にて整理を行いました。まず説明時点としまして、
0:01:39	2022年3月1日の申請時にですけれどもこちらに関しましては、原子炉建屋換気系ダクト放射線モニターは使用済み燃料プールのスロッシング対策による、
0:01:50	原子炉建屋関係の改造に伴い、当該放射線モニターの移設が必要となったことから、設置場所を変更するという最初の申請上はこういう理由を記載しておりました。
0:02:01	またですねし、2022年6月23日、審査会合時点という、なりますけれども、まず①としまして、2018年10月18日に認可された新規基準への適合に係る工事計画の一部において、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:15	原子炉建屋附属棟の代金について外部事象からの防護及び地震による波及的影響防止を考慮し、補強を実施する計画であったが、当該補強工事に伴う廃棄物処理設備の長期停止は、
0:02:26	発電所全体の維持管理運用及び安全性向上対策工事に支障を来たすことが判明した。②としまして、原子炉建屋附属棟内部に設置されている、原子炉棟関係の隔離弁及びダクトについて、
0:02:37	一部運用停止することで、この部分に対する外へ供給を取り止めることとし、外壁補強で防護することとしていた原子炉建屋換気系ダクト放射線モニター検出器の移設を行う。
0:02:48	という記載で理由をしておりましたがこちら見直し理由としまして、現場施工設計として検討してきた廃棄物処理設備の運用調整他の安全性向上対策工事との、工程調整事項が本来の変更理由と考えためこちら、
0:03:03	の時はこういう記載をさせていただいておりました。次ですけれども、2022年8月末時点ということで、こちら、変更理由として、
0:03:13	二次格納施設バウンダリーの機能の信頼性向上の観点から、原子炉棟換気系吸排気ラインを1系統とし、1系統化する排気ラインのA系の運用を停止し、B系を運用することに伴い、
0:03:25	原子炉建屋換気系ダクト放射線モニター検出器をA系からV系へ移設するという理由に見直しました。こちら、見直し理由としまして、運用調整で工程調整ではなく、安全性の観点から、
0:03:38	変更理由とするべきと考えたため今回このような変更をさせていただいております。
0:03:44	次ですけれども、ALCパネルの補強範囲の見直しについては、本審査と切り離し、見直しが必要となる理由に基づき、特定重大事故等対処施設の設工認または、
0:03:55	第4回へん人でご説明することとします。
0:03:59	コメント。
0:04:01	ナンバーの1の方については、
0:04:03	以上になります。続きまして、コメント。
0:04:06	リストのナンバー2になりますけれども、B系を、は、下層階の補強は不要との記載があるがこの補強がさすのは、外部防護事象対策としての補強なのか、従来の耐震性に係る補強なのかということに関しましては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:20	外部事象防護対策及び耐震性に係る補強となります。またですね補強範囲がわかる図を、
0:04:27	ページの方に反映させていただいております、図の方は、
0:04:32	544 ページに、補強がわかる図を、今回、
0:04:39	つけさせていただいております。
0:04:41	隔離弁の
0:04:43	原子炉建屋附属と排気かける演出ですけれども、外部事象防護対策等を実施する際に、下層階を含めた補強が必要となります。補強にはですね隔離弁室内の設備撤去する必要があるという
0:04:56	ことと、原子炉建屋附属棟配管区分B室の方ですけれども、こちらについては頑健性を有する原子炉建屋附属棟の上部に位置するため、外部事象防護対策等を実施する際に、
0:05:07	下層階の補強は不要であり、各隔離弁室内の設備の一時撤去も不要ということで、こちら今回追加させていただいております。
0:05:17	コメントリストのNo.2 については以上となります。コメントリストNo. 3 についてご説明させていただきます。
0:05:27	吸気側の燃料取替専用換気系吸気ダクトを残すということであれば、系統的に伴いダクトも撤去することが本来望ましい形と考えられるため、
0:05:36	発電所における保全ルール等を確認することということに関しまして、回答の方ですけれども、休止設備、またはですね使用を停止して現場残る設備に対しての保全ルール等は特に、
0:05:48	定めてはおりません。またですね今回系統停止に伴うダクトについてですけれども、撤去することとしまして、撤去するまで、
0:05:57	その間はですね、運用しているダクト同様に、管理の方をしていこうと考えております。
0:06:02	コメントリストナンバー3 の方については以上となります引き続きましてコメントリストNo. 4 になりまして、
0:06:10	ダクトの位置を記載することということで今回ダクトの位置を明示した図面を、548 ページの方に反映させていただいております。
0:06:24	548 ページの方ですけれども、
0:06:37	ダクトの
0:06:39	1 としましてまずですね、青井氏、下側の方に青いのがあるんですけれども、
0:06:46	こちらが常用換気系の吸気ダクトとなっております、
0:06:52	紫色が燃料取替専用関係の橋脚等となっております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:57	赤井。
0:06:59	ものが、燃料取替時専用換気系の排気ダクトとなっております。緑についてが、常用換気系の排気ダクトとなります。
0:07:08	真ん中ですがけれどもこちらについてはスロッシング対策により閉止するダクトとなっております。
0:07:16	コメントリストNo4 については、以上となります。続きまして、
0:07:23	コメントリストのナンバー5 になりまして、
0:07:26	燃料交換作業時には後、550、554 ページに記載があるんですけども、多重化を目的としたものではなく、燃料交換時の作業環境への影響を考慮したものであることを記載すること。
0:07:40	またですね記載の削除が必要かということと、記載の工夫をして同じ機能を維持していることが、本来の意図ではない、意図ではということに對しまして回答。
0:07:50	は法ですがけれども、まず、燃料交換時の作業環境への考慮を記載、考慮した記載を、557 ページに記載します。しております。
0:08:00	またですね、燃料交換時、専用関係を運用する場合ですがけれども、負圧が経ちすぎまして、運用に影響を与えることから、今回は記載のほうを削除しようと考えております。
0:08:12	なおですね燃料交換時において過去ですね作業環境が悪くなった実績等はありませんと。
0:08:18	記載しております。また、557 ページの方ですがけれども、
0:08:32	557 ページの右側の備考欄になりますけれども、(1)のところになりましてこちらの方に最初に燃料取替専用関係は、
0:08:44	建設当初停止直後の燃料交換をする際に作業環境の改善を図ることを目的に設置したものであるという記載を、こちら、今回追加追記させていただいております。
0:08:56	コメントリストナンバー5 については以上になります。
0:09:01	続きましてコメントリストのナンバー6 の方の説明に移りたいと思います。
0:09:10	日本原電の高林でございます。
0:09:13	続きまして、コメントリスト 6 番 7 番の方私の方からご説明させていただきます。
0:09:19	まず、6 番の方ですがけれども、コメントの内容が、ラックと接続すると、従来原子炉建屋全域のラインのみから検出していた、原子炉建屋換気系

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ダクト放射線モニターの燃料取替床の空気が追加されるように見え計測上精度が悪くなるのではと。
0:09:36	いう懸念が生じるということで本件につきましてご説明の方を
0:09:41	通しページ 546 ページ及び 548 ページの方でご説明をさせていただきます。
0:09:49	548 ページの方はですね、先ほど川又の方からご説明しましたが、ダクトの配置、こちらをが、
0:09:59	描かれております。で、この 548 ページの中央部にですね、
0:10:05	使用済み燃料プール、原子炉ウェルドライヤセパレータプールとございまして、こちら、スロッシング対策により、閉止、今回、安全対策の中でヘイスウ閉止されるダクトと、
0:10:16	いうことになってございまして、ここからの排気を保管する形で、この絵の中の上部にあります赤いダクト、燃料取替時専用関係の排気ダクト、こちらを利用すると活用すると。
0:10:30	いうことを考えてございます。で、その説明についてですけれども、546 ページの方に、
0:10:37	追記をさせていただいております。
0:10:41	図の中の一番上の青い四角の中です、今回の改造により燃料取替時専用関係、排気ダクトから排気される空気は、原子炉棟 6 階のスロッシング対策として、閉止するダクトから排気されていた空気と置き換わると。
0:10:57	いうことを考えてございまして、原子炉建屋附属棟の排気ダクトモニターの牽制に影響を与えることはないということで考えてございます。
0:11:09	コメント率と 6 番の回答については、以上となります。
0:11:13	続いて 7 番の方になります。
0:11:17	前回コメントとして
0:11:20	前回の、
0:11:21	549 ページということでしたが、今回は、
0:11:26	資料としては、552 ページとなっております。
0:11:32	こちら、系統概略図の方を変更してございます。前回までの図ですと燃料取替床排気ダクトモニターがエリアから検出しているもののはずがダクトから直接検出するように見えます。
0:11:45	いうことで異常の検知というところの、その区別がわかりにくいというコメントでございましたので、それを反映する方、それに対応する形で、
0:11:56	図の方を修正させていただきました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:59	で、変更した箇所ですけれども、
0:12:02	系統概略図の
0:12:05	実線黒い実線のしたのところになります現場側のところになってございまして、そのうちの左側ですね。
0:12:13	※の1ということで、付けてございますが、原子炉棟6階、
0:12:19	ここ全域を
0:12:22	監視するという意味で、原子炉棟6階という、示しのところに検出器がございまして、この原子炉棟6階のこの四角破線囲みの、
0:12:32	ところから、ダクトが出ているということでこの
0:12:36	階層の廃棄をしているというところが、その下のダクトの
0:12:42	図に、ダクトのラインになってまして。
0:12:45	このエリアから引っ張ってますと、伯東がですね、原子炉建屋全域から来ておりますダクト、
0:12:54	ここ中間にダクト接続ということで緑色の実線、矢印つきでありますけれどもこちらと合流して、今回モニターを移設する側である。
0:13:04	実線のライン、こちらを通して、建屋全体の排気を監視するところで、
0:13:14	原子炉建屋附属棟側の出た直後のところですね、そこに直接、
0:13:19	ラックン排気ダクトモニターの検出器を設置すると、設置、移設するという
0:13:28	ことで、A系、検知するという形になってございます。で、追加してですね、555ページをご確認いただき、いただきたいんですけれども、
0:13:39	前回の資料では、こちらの右半分でございます、燃料取替床
0:13:47	排気ダクトモニターの検出器の位置、こちらのみを示してございましたが、これに追加しまして、実際に排気ダクトモニター建屋の排気側を監視している。
0:13:59	モニター検出器がどのような状況で設置されているかというところを、お写真を交えてご説明している、御説明ご説明する資料を追加してございます。
0:14:11	で、右半分、こちらの中ですね、排気ダクトA系、これ、現在の形を示してございますが、
0:14:20	排気ダクトA系、こちらが原子炉建屋原子炉棟の壁を出たすぐの直後のところにですね、ダクトにだけ合わせるような形で、
0:14:32	直接原子炉棟の壁から、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:34	指示をする形で学校を設けまして、ダクトのすぐ脇に、検出器の収納された箱を設置していると、こういったことを、この図で示してございます。
0:14:51	ですね、
0:14:53	550、2 ページの方に戻りますが、実際にこの燃料取替床、排気ダクトモニターとですね、排気ダクトモニター、この 2 種類の件数、
0:15:06	放射線モニターについては、各々を単独で動作するということ、各々異なるものを検知するということ、
0:15:17	をお示ししまして、
0:15:20	その検知性に異常を来たすとか、
0:15:24	そういったことはないということを考えてございます。
0:15:28	ことで回答、以上となります。
0:15:33	はい。
0:15:34	続きましてコメントナンバー 8 番について回答します。本文 10 号添付書類 10 での被ばく評価から、
0:15:44	すいません、原電タカダです。コメントナンバー 8 番について回答します。本文 10 号添付書類 10、
0:15:54	殿の被ばく評価の記載から、1000 先だ。前回提示した資料が説明内容がかなり飛躍していたので、
0:16:04	それに関して修正しています。具体的な修正箇所が 556 ページ。
0:16:12	見ていただいて 556 ページの上から(4)ですね、今回の設備改造は放射線モニター検出器の移設であり、
0:16:23	本文 10 号及び添付書類 10 に記載される、環境への放出放射、放射性物質の異常な放出、被ばく評価、これ 2、
0:16:33	期待しています現職ガス処理系の作動条件になり得る現象、建屋放射能高は、モニターの移設だけなので、従来通り検知できると。
0:16:44	そのため設計基準事象の被ばく評価への影響の詳細については、参考資料 2 に示すということになしなりました参考資料 2 にも続きまして詳しく詳細に記載しています。
0:16:58	下の番号で 586 ページ、確認していただいて、(1)の概要のところ、設計基準事象において、原子炉建屋ガス処理系が作動することを想定している事象は、
0:17:11	環境への放射性物質の異常な放出被ばく評価における燃料集合体の落下及び冷却材減少冷却材喪失である、次の通り今回の設備改造が本部 15 添付書類 10、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:24	評価及び記載への影響がないことを確認したと記載しています。燃料集合体の落下現象冷却材喪失の評価は評価の内容自体が、今回の設備改造の影響はないということを、これは従来通り記載していましたが新たに追記しました。
0:17:41	本文 10 号及び添付書類 10 への記載への影響についてもこちら新たに追加しまして、今回の設備改造は現象建屋附属棟側の放射線モニター検出器の移設であり、本文 10 号及び添付書類 10 に記載されている現象建屋ガス処理系の作動条件になり得る、
0:17:58	原子炉建屋放射能 5 は従来通り堅持できるため記載への影響はないということで、ここ記載を追記しています。
0:18:07	コメントNo.8 については説明は以上です。
0:18:18	はい。挙コバヤシですご説明はまず以上にさせていただきます。はい。お願いします。
0:18:23	規制庁植田です。はい、ありがとうございました。それでは質疑に移りたいと思います。
0:18:31	規制庁宮本です。まず一つ一つ一つちょっと確認させてください。2 ページ目。
0:18:39	能登厚労です。
0:18:41	これちょっと書き方が微妙なんで一応確認なんですけど、
0:18:46	一番初めに一番初めの申請時の理由があつて次会合時の理由があつて、
0:18:52	見直しの理由は、開放のときの見直しの理由というのは、まず前提か書いてないかなと思っていてスロッシング対策についてはダンパでの調整が、
0:19:05	例の運用の見通しがえられたためか何か書いておかないといきなりここは消えちゃってるので、その部分は明確に書いた方がいいかなと思ってます。あとちょっと表現が、あと、
0:19:20	少しもう少し、
0:19:28	少し直線できるから直線的かなっていう気もするんですちょっとここはあと、一番最後の矢羽根のところ、
0:19:37	ここ結構重要なところだと思うので、これ多分今後会合とかで説明は当然してもらうかもし次の辺人で明確に説明しますっていうのは明確に、
0:19:48	言っていたかなきゃいけないと思うので、この部分については明確にもう少し、
0:19:53	そうですね第四課へ行ってもこれ、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:57	まだまだまだ先の話なんでしたっけ。
0:20:03	ALCパネル補強範囲、これだけ通常でしたっけ、ALCパネル補強範囲を含む、
0:20:10	建屋の補強なんでしたっけ。
0:20:12	そんな何となくワードがALCパネルしか出てきてないんだけど、
0:20:16	何か変わるのかなと思って。
0:20:18	現在のコバヤシです。正確に言うと、原子炉建屋附属棟の外壁のうち、ALCパネルを使用している箇所の補強の見直し。
0:20:30	このような形になるのかなと思います。そこはちょっと表現をもう少し丁寧にさせていただきます。
0:20:35	はい、わかりましたじゃ少しそこは、式再度適正化を図ってください。あと、少し中身の話に、
0:20:44	なってきて、
0:20:46	10 ページ目の話で、
0:20:49	これ丸さんを撤去するっていうことを今言われたってことでもいいんですよね。
0:20:56	池永カワマタです。はい、その認識の問題ありません。であればこれ、丸さんを囲んで以前、前回の資料か何かで撤去って書いてあったので、そこは
0:21:06	明確に撤去っていうのを記載する図にしていればと。
0:21:11	県の方です拝承しました。
0:21:15	で、あとはですね、ちょっと12 ページの話で、
0:21:20	少し考え方をまず教えてもらいたいのは、
0:21:24	スロッシング対策で閉止するダクトってあそこの大戸SPとかの入口あるやつ。あれは、基本的にはその湿度か何かを取るためだけについてたんです。
0:21:46	元のコバヤシです。
0:21:48	ちょっと私も名正しくにはわからないですけど、私はおそらくその認識で間違っていないと思います。やっぱりプールからの蒸気とんの、速やかに、
0:22:00	除去をすることを目的にもプールのすぐ基盤についているふうに私は考えております。
0:22:08	ちょっと先刻これ2Fの賭博1度で、多分各サイトをここ、閉じてきているんだと思うので、
0:22:17	特にそこにとじるなんて話じゃないんだけど、目的地だけちょっと確認してしたかったなと思っていたんで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:25	そこを踏まえて今の説明はまず確認してもらってということで、前提で、12 ページの話になると、
0:22:33	まずここ書いていただいているのでここ非常にわかりやすくなったんだけどしたにしたってというかこの図でいうと下側に、
0:22:41	ここ。
0:22:42	マスクングだよな。
0:22:45	田川飯田。
0:22:52	はい。下側が、今回いじるといふか、
0:22:57	吸排気、SAP関係の吸排気か、上側が常用系っていう話になっています。
0:23:05	で、
0:23:06	図で言うて今回改造することによって何が変わるかという、
0:23:12	まず、
0:23:17	ここの、
0:23:21	田丸さんなので、
0:23:26	吸気側のSPの供給がなくなりますということですよね多分ね。
0:23:30	そうするとこの下側のやつがなくなると。
0:23:34	一番、一番下に一番下のやつがなくなるのかな。
0:23:37	なくなりますと、
0:23:39	で、
0:23:42	ちょっと気にしてるのは、モニターがあるのはここモニターの位置書いてないんだけど、SFPの上側にあるってということだから、
0:23:51	ケース感度としては、もともとあんまり変わらないっていうのは、これでいえるってことなんですよね多分ね。
0:24:03	前のスズキです。
0:24:04	ケース感度そのものは放射線の検出ですので空気の流れではございませんので、特に影響はございません。
0:24:13	わかりました。あと、ちょっと、
0:24:16	フクイこのSAPの事故って、どこで起こる想定になってるんですか。
0:24:23	と、現在のスズキです安全評価指針においては、現状は炉心で落とすというふうになってますこれはBWRの場合は炉心の方がSFPの
0:24:34	水面ですね実際にSFPと原子炉がこうつなげて燃料を移動させるんですけども、実際に燃料が収まっているのが、SFPのラックと炉心部を比べると、炉心の方が落下高さが高くなるということで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:46	炉心部で落とすことにしています。ただ、SFP側と炉心側と両方包含できるという意味で、炉心に落としてると、そういう評価になってます。
0:24:55	皆さんありがとうございます炉心で落とした燃料の事故が、要はオペフロにあるモニターで感知するっていうのが前提になってるんですか。はい、元の鈴木です。おっしゃる通りです。
0:25:07	はい、わかりました。
0:25:13	後はですね、先ほど、
0:25:18	ユールっと、
0:25:21	等 21 ページのところ、
0:25:25	これ中身は理解してます。備考の話も理解してるんですけど、
0:25:30	この前回言ったんですけどこんな動きを、
0:25:33	うまく残せないんですかっていうのが、
0:25:36	要はなお、燃料交換作業議事必要な場合には、ダンパ等の調整により、
0:25:43	風量の増大がオク起こすことができるとか、そういうのっていうのは、
0:25:48	要は、機能が変わってないっていうところに対して、
0:25:54	まるっきり削除を押しすべきなのか。
0:25:57	今の現状残った、
0:26:01	残ったという1システムにしたとしてもこの機能っていうのは維持できてるのかって言ったらどっちになるんでしたっけ。
0:26:10	健全カワマタです。
0:26:13	実際、記載を残しても、1システムとした場合も、でもですねダンパついてますので、
0:26:23	そういう風量、
0:26:26	実際に運用するかは別として、
0:26:30	ジャンパついてますので調整して、
0:26:33	風量増大。
0:26:35	ていうことは、
0:26:37	記載として残す。
0:26:39	ことも、
0:26:40	可能とは考えますが、そちらについてはちょっと再度持ち帰りちょっと検討させていただければと思います。わかりましたよろしく。ここで言わんとすることは理解してるんだけどもとの設置許可で書いていて、
0:26:58	記載した能力が、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:00	まるっきり削るというよりは今の現状でも保安的につけたとしてもつけてたんない、なお書きであってもやっぱり鋸残すとかその機能は維持されてるとするのは記載しといた方が、
0:27:12	いいかなと思うんでちょっと検討していただければと思います。
0:27:15	あと、すみません戻って申し訳ない。
0:27:18	質問で言ってたのが、
0:27:22	これ何だっけな。
0:27:27	7番になのかな。
0:27:30	7番のところ、ちょっと説明受けてたところで、
0:27:34	要は、モニターの不良モニターじゃなくて家今回の系統をいじることによる
0:27:41	風量の増大増減の話に、
0:27:44	なっていて、
0:27:49	要は、これはSAPから引いていたものが2、2てたものも、
0:27:55	要は、
0:27:57	今後ダンパーなり今回つなぎ変えたところ、
0:28:02	空気の増減をそこで合わせることによってってことだから、結局これダンパーで調節するってことですかね。
0:28:11	VD
0:28:20	現在の小橋でございます。右下の10ページの問いがわかりやすいかなと思います。
0:28:28	衛藤。
0:28:30	②のラインと④のラインがございまして、今、その左側にある、青く囲ったところを全部、閉止をさせてそっからの吸い込みがなくなってしまうことを、
0:28:42	あまり読んで補おうと思ってたんですが、
0:28:45	今おっしゃられた通りその下にある、ダンパをAと称することによってトータル量として0204からの吸い込む量、どっちかをふやす、両方ふやさせて、
0:28:58	青野閉止したところを補う、そういうことになるかなと思っております。
0:29:04	わかりました。多分そうだろうなと思ってたんだけどキョウノこいとは、あそこが書かれてなかったので、結局、空気の調整をすることによって、検出がどういうふうにされてるか知らんけど分母分子っていうか
0:29:18	その部分は変わらないように運用するっていうふうに、
0:29:21	するってことですよね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:24	はい、小橋です。おっしゃる通りでございます。
0:29:27	そこはちょっと明確にどこかに書いてもらったほうがいいかなと思って今の、今の話だと、何か、
0:29:35	こっちで補いますしか書かれてないのでだからっていう話になっちゃうので、その辺の検出の考え方を整理してもらいたいなと思うんですけど、現に小橋承知いたしました資料に追記させていただきます。
0:29:48	はい。とりあえず私の方は以上です。
0:29:56	規制庁の片桐衛藤コメント管理表の6番のところなんですけど回答で、
0:30:06	頭ん
0:30:08	吸い込む場所と通るところは変わるけど、もう一生代を一緒のところ検知しますよって回答だと思うんですけど。
0:30:16	これ多分、オペフローで放射性物質が漏えいした場合は、この通りだと思うんですけど、
0:30:25	例えばそれよりさらに建屋全域から吸ってるということなんでそれよりさらに下層階へあった場合はやっぱりオペフロの綺麗な空気とまじって、
0:30:35	薄まったりするっていうようなことあり得ると思うんですけど。
0:30:41	そこはどうなんでしょうか。
0:30:48	日本原電の高林でございます。ただいまの質問につきましては先ほどのコバヤシの説明、
0:30:57	の考え方を適用できるかなと考えてございまして、
0:31:01	従来通り、6階面から、はい。廃棄していたそのボリュームを調整して、
0:31:11	あくまで6階より下、下層階からのその水、吐き出し吐き出し量という排気量というかですね。
0:31:21	そういったところのバランスを取った上で、従来と変わらないような、そういった調整を行うことで、今ご指摘があったような、
0:31:32	その件数の感度検出検定に影響を与えないように、調整をして対応するものと考えてございます。
0:31:44	以上になります。以上です。多分その検出の感度調整の云々という話があるのであればやっぱりここ資料中にそういう話も盛り込んでいただきたいと思うんですけどもいかがでしょうか。
0:32:00	元の鈴木です。承知しました。ちょっとさっき高林が言った通り、下層階からの風量ですね引っ張る量と、オペフロから引っ張る量ですねそれは比率というか、風量は従来通りと、従来から変えないようにしますよということですので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:15	それによって検出感度をちゃんと維持しますよということをしっかり書こうと思います。以上です。
0:32:21	土方技師よろしくお願いします。あと、ちょっと1点確認ですけど、12ページの図で、
0:32:27	常陽のところを示していただいているんですけど、
0:32:33	これ図の中で右の上に小さく緑の枠があると思うんですけど、
0:32:41	常用で残るのはここだけっていうイメージなんですか。
0:32:46	原電カワマタです。その認識で問題ありません。であればここは他、10ページでいうような丸2の、
0:32:56	ところに該当するという理解でよろしいですか。その認識で問題ありません。規制庁八木沢了解しました。
0:33:03	私から、とりあえず以上です。
0:33:17	規制庁までです。すいません。あと、
0:33:21	16ページGのところ、※で追記をいただいたんですけども、
0:33:29	もう混みちいで、ダクトモニター検出器ワー
0:33:34	当該エリアの異常検知のために設置されているっていう話だったんですけど、ちょっと先ほどの説明をも踏まえると、例えばオペフロで漏えいがあった場合で、
0:33:46	その天井の解析上の扱いは別として、そのダクトから吸ってダクトモニターで反応するっていう、
0:33:55	機能もあると思うんですけども、
0:33:57	またロッカーgとかもそうなんですけれどもテンジウ上はLOCA信号では反応するから、天井の機械は変わらないってその通りだとは思いますが、ただやっぱり
0:34:10	放射能高で切り替えるっていう説明がテンジウ上にもあって、やはりその機能にもうある種、期待していると思うんですよ。
0:34:22	そこら辺で
0:34:24	どういうときにどっちの蓋間モニター二つあるんですけど、どういう両方を期待しているのかしてないのか。
0:34:33	とかだといや、役割分担ですね、どういう、オペフロのモニターに何を期待してるのか、そのダクトのモニターに何を期待してるのかっていう役割、
0:34:44	分担みたいなものっていうところの考え方は整理されているんでしょうか。
0:34:54	原電の高田です。それに関しては参考資料2のところ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:00	586 ページ、参考資料 2 のところで、まず概要のところでは評価について
0:35:09	のことが記載しています。あとは、そのあとの、
0:35:20	ページ番号 588 ページ、589 ページについて集合体の落下、どのモニターで検知するかということについて記載してあります。
0:35:35	集合体の落下現象冷却材喪失それぞれについてのことについては、ここ
0:35:40	記載しています。
0:36:05	規制庁宮ですけど、今のその記載っていうのは、我々もちょっと理解して、あの時、その部分は特に大きな問題があるとは思ってなくて、実際の 6 回、6 回限定してもいいかもしれないけど、6 回で、
0:36:19	何らかの事故があった場合には、基本的にはもうモニターの方だけを期待していると。
0:36:26	だから、
0:36:28	廃棄、排気ダクト化は期待していないというまず認識でいいんですか。
0:36:35	認識の通りです。
0:36:37	で、あとは、LOCA信号が入ったときも、
0:36:42	そっからオカ信号は基本的には期待はしてるけど、それより先にそっちの方がピックアップかけるでしょう、そっち。
0:37:00	あ、すいません規制庁の濱田ですけど。
0:37:03	ちょっと今、今のところで記載いただいている内容は、こちらでもまず理解している上でということなんですけれども、
0:37:12	とんます、
0:37:16	テンジウ場の評価等、あとは本文行での設備に、
0:37:23	の期待する機能というのを、
0:37:26	ちょっと分けて、
0:37:28	考えたときにですね。
0:37:30	テンジウ上納整理っていうのは 586 ページに、
0:37:36	書いてあって、
0:37:40	参考資料 2 ですか。
0:37:44	で、この概要のところは今おっしゃったように、
0:37:48	燃料集合体落下時の評価と、LOCA時の評価。
0:37:53	ということでは、
0:37:56	附属棟側の放射線モニターには期待していないというそれぞれ、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:01	書かれてるんですけども、
0:38:04	で、
0:38:07	特にあれですよ
0:38:09	衛藤。
0:38:10	LOCA時は、
0:38:14	この 589 ページに書いてあるように、
0:38:19	原子炉、
0:38:21	推定とかドライウェル圧力高が先についてということなんですけど、
0:38:26	その上で、例えばか下層階での放射能高、
0:38:34	について
0:38:36	検知したら、あそこで次隔離信号という、
0:38:42	もちろん機能もあって、
0:38:45	そこは多分そのテンジウでは期待していないので、
0:38:49	テンジウ上の整理としては影響はないっていう、多分そういうことを言われてるんだと思うんですけども。
0:38:57	一方で、本、例えば本文 5 号ですと、
0:39:05	564 ページ。
0:39:09	の、
0:39:11	計測制御系統施設、
0:39:15	このBPポツ、
0:39:17	で、下の、
0:39:20	科学のところ、
0:39:22	原子炉建屋放射能高の信号によって、
0:39:25	と、
0:39:27	いうふうに書かれていたり、
0:39:29	あとは、SGTSとして、
0:39:34	570 ページですか。
0:39:38	この本文 5 号で、
0:39:41	放射性物質の放出を伴う事故時には上記常用関係を閉鎖しとあるので、
0:39:50	設備の機能としては、やはり放射能高、
0:39:55	を検出して、閉鎖すると。
0:39:59	いう機能を持たせてると思うんですけども、
0:40:04	そ、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:07	まず、まずそういう理解でよろしいですねだからあくまでテンジウ評価ってというのは代表事象としては、事象、事象想定とか解析条件を定めているだけですと。
0:40:20	で、それは設計の妥当性はあくまで安全評価で見ているだけで
0:40:24	一方で
0:40:26	やはり位置構造設備の本部午後の方は、それぞれの
0:40:31	設備の機能に期待した。
0:40:34	機能を持ってなきゃいけないということなので、
0:40:38	そういう意味で原子炉建屋の放射能高を、
0:40:42	検出して、隔離するっていう機能は、当然持ってなきゃいけないので、
0:40:48	何もテンジウの表、代表事象、
0:40:52	それだけに限定されるものではないと思ってるんですけど、その点いかがですかね。
0:40:58	原電の鈴木ですおっしゃる通りです。テンジウはあくまで代表事象ということで、
0:41:04	その代表事象においては燃料集合体の落下ロッカー、それぞれオペローで検知なのか或いはLOCA信号で検知なのかということなんですけれども、
0:41:13	こちらの 564 ページに書いてある本文 5 号ですね、実際このBのところではどういう信号で原子炉建屋が処理系が作動するのかと書いているんですけども、
0:41:26	添 10 の代表辞書はさ査定を行ってですね、実際に原子炉建屋のその排気から放射能がこう上がったということが検知されたならば、当然通常関係は隔離をかけて、
0:41:38	SGTSを回すという、それは
0:41:41	放射性物を出さないというですね設計思想、我々そういったものを持っているので、そういった信号を設けてますよということで、それが原因が何なのか事象は何なのかはともかくとして、それをですねこちらの、とにかくそういうインターロックを持たせてますということをこちらで書いているということで認識してます。以上です。
0:41:59	はい。規制庁の天田です。そう。そうすると、さっき
0:42:04	衛藤。
0:42:06	10 ページとか 10、
0:42:09	6 ページであったように、
0:42:12	ちょっと風量の関係もあると思うんですけど、例えばですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:19	この受
0:42:20	ページを見ると、さっき
0:42:24	スロッシング対策で閉鎖するところ。
0:42:28	んの話がありましたけど、
0:42:31	この目的をちょっと整理してくださいって話ありましたけど、
0:42:34	例えばここ、ここオペフローだと思うんですけどここで、燃料集合体落下があったときにですね。
0:42:43	テンジウ評価上は、
0:42:48	どれでしたっけ。
0:42:51	うんいう評価上は、この 16 ページで言うところのを、
0:42:56	燃料取替床排気ダストモニターですと、
0:42:59	ただし、この
0:43:02	閉鎖するところとか②のラインですね、ここからそういったラインが 16 ページで言う、
0:43:12	従来、
0:43:20	速攻で検出する検出して閣僚掛けるとか、一方LOCA側では、下層階で、
0:43:28	検出して隔離をかけるとかっていうのも、
0:43:32	何となく機能として、関連があるような気がするんですけど。
0:43:38	それをですね今回変更後で、
0:43:43	何て言うんすか閉校後で、
0:43:47	関係影響が出る。
0:43:50	ことについて、どう影響しないと説明を、
0:43:56	しているんですかっていう、そういうことかなと思うんですけど。
0:44:01	趣旨はわかりましたでしょうか。
0:44:09	つまり、つまりじゅ、例えばですね。
0:44:12	例えば 10 ページの、
0:44:16	従来モニターを抱えてる方の、これAA側でしたっけ、A側っていうのは、
0:44:24	002 からくる。
0:44:27	こっちの 9 ページで見たらいいんですかね。
0:44:30	②から来る。
0:44:33	排気ライン等、あと閉鎖する。SFPとかD/WとかDSPिटのところラックから数、
0:44:43	ラインで検出してますと。
0:44:46	で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:48	そこにはいろんなその事象想定なり、
0:44:51	放射性物質の
0:44:54	放出、拡散があってそこで吸って、検出器を
0:44:59	検出した上で確認しますと。
0:45:02	一方で④の方は、もともと、
0:45:05	②とは独立して、
0:45:08	この下、隔離弁bの方に行つてそこには、モニターは抱えてなかったという、まずせ前提の設計思想があったわけですね。
0:45:17	それを、
0:45:19	今度は
0:45:23	②か 002 の方閉鎖。
0:45:26	しますといったときに、
0:45:29	その設計の考え方だから、そこそこでさっき、DSピットとかウエルのところの、
0:45:37	目的が変わるんですかっていうところも関係するんですけど、
0:45:41	もしそこに、
0:45:44	もともと燃料集合体落下時の、
0:45:47	検出つていうのもあるのであれば、
0:45:51	そこは、
0:45:53	何て言うんすかね。
0:45:54	一応、設計は変わるんだけど、
0:45:58	もともと想定していた役割分担は、
0:46:01	例えば、A系のところからB系のところにバイパスラインを縁で持ってきて、
0:46:08	ちゃんと
0:46:10	もともと丸 2 で引いていたとか、
0:46:13	D/WDSピットのところは閉止するんだけど、その周辺から引いてくるところはちゃんと、
0:46:20	隔離弁Bの放射線モニターの移設のところ検出するとか、
0:46:26	もともと当初設計で、
0:46:29	考えていた役割分担は、
0:46:32	変更後でも影響を受けないんですつていう説明は、
0:46:36	なされてるんですかって。
0:46:38	そ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:39	カタギリ酸素そういう趣旨でいいですよ。そう。そういうことなんですけど。
0:46:45	元のスズキですまだちょっとすいません私自身が十分に理解できてるかどうかわからないんですけども、こういうことでしょうかということでもっとお話をさせていただきます。
0:46:55	まず、オペフローの方で、実際に放射性物質が出るような事態の時には、基本的にはオペフロから吸い込む一井が今回変わってますけども、そのさらに下流にある。
0:47:09	いわゆるダクト部分にある放射線のと検出器で検知するというよりは、やはりオペフロの放射線モニターに期待をしている、我々安全評価上もそうしてますし、それがもとの安全設計の考え方だと思っています。
0:47:24	その下流側にあるダクトにある放射線モニターというのはちょっと先ほども言いましたけれども、その安全設計評価、添 10 の代表事象はともかくとして、
0:47:36	やっぱり建屋からこう出ていくところの放射線の線量が上がるというときには、やはりちゃんと通常関係は隔離をかける。
0:47:45	その必要があるでしょうと。かつSGTSを回す必要があるでしょうといったところで、具体的な事象はなかなか想定できないんですけども、ちゃんとそういった安全設計を行ってますということだと思っています。
0:47:59	それで、今今回②は 9 ページで言うところの②の楽とはいきだと思ってるんですけども、この 10 ページにある通りSFP周りのところとかウエル周りのところのダクトは閉鎖しますと。
0:48:13	④と、からの吸い込みも生かせるようにタイラインをつけるというのが 9 ページ 10 ページアルミドアの 9 ページの緑のラインですかね。
0:48:23	これによって、先ほどのちょっと議論になったんですけども、オペフロ側から吸い込む量を、SFPを閉じた分だけですね、ちゃんと吸い込めるように④のところ生かしますと④生かすために緑のダクトをつけたということです。
0:48:39	ですからちょっと先ほども言いました、オペフローでの放射性物質の放出はオペフロでの家の放射線モニターなので、むしろ線、前回は議論ありましたけど、オペフロ以外のフロアからFPが出てきた時の、何らかの
0:48:51	要因で出てきたときの検知のために、下流側ってあるもんだと思っていて、その時に片桐さんもおっしゃっていた、オペフロが健全なときに、FPがないような時にオペフロ側からの吸い込みで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:04	放射線の検知、薄まってしまってますね、放射線の検知が遅れるとかそんなことが今回の設備改造で起こらないんですかっていう話があったと。それに対しては、しっかりとその風量の先ほどダンパ調整の話が出ましたけども、
0:49:19	②のラインと④のラインにあるところのダンパーを調整することによって、オペフロからの排気風量を従来通りから変えないようにして、下流側の検出感度を維持しますと。
0:49:31	で、ですからそれによって、いわゆるオペフロよりも下層階がからの何らかの原因でのFPの漏えいについてもちゃんと検知できるんですと。
0:49:39	そういったところで安全設計上も問題ないようにできるというふうに思っているということになります。ご説明になってますでしょうか。
0:49:49	ですね、多分三つぐらいあって、まずはこのSFピットウエルDSピットのこの閉鎖
0:50:00	して、さっきありました目的ですか。
0:50:04	目的のところは、別途、
0:50:07	明らかにしていただくっていう話があったと思うんですけど、それ、それはそれでまず、
0:50:15	閉鎖しても、
0:50:17	何ですか。
0:50:19	よろしい。
0:50:21	よろしいですかねそ、そこは、影響ないっていう話があった上で、
0:50:25	あと、緑のバイパスラインは、今2ヶ所あるんですけど多分、上の方のバイパスラインっていうのは、もともと2本を1本にするっていうためのバイパスラインで、
0:50:37	一方
0:50:39	隔離弁のAからBにバイパスされるラインの設置目的なり、
0:50:45	という機能といったところは、多分、明示的にはどこにも説明がされてないのかなと思うんですけど、今言われたように、
0:50:56	例えば、下層階のLOCA時の、
0:50:59	放射性物質に対してそのバイパスラインを置くことによって、ちゃんとそこは従来から変わらないように、
0:51:07	移設した隔離弁、Bのモニターで検出するっていう目的のもとで、
0:51:13	設置するってことであれば、そこはちゃんと説明をしていただく必要があると思うんですよね。
0:51:20	で、その上で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:23	その上でだから、
0:51:26	さっき、ごめんなさい。一般論として、何て言うんすか。建屋に放射性物質が放出されたときはちゃんと隔離して、SGTSで引いて、
0:51:37	療養関係から外に出さないっていうのはそれはもちろんわかるんですけど、
0:51:41	ちょっと今回のこの変更特に変更前の、
0:51:46	設計で考えられた。
0:51:49	その役割分担というか、機能が、
0:51:53	変更後でも変わらないんですよっていう説明が、
0:51:57	今おっしゃったようなところで、ちゃんと説明が、
0:52:01	していただく必要があると思うんですけどちゃんと書かれてるのかっていうのが、3、3点目なんですけど。
0:52:08	以上三つ、
0:52:12	コメント。
0:52:14	していただきたいんですけどいかがでしょうか。
0:52:17	衛藤元のスズキです 10 ページで言うところのそのSFP周りのところのそのダクト閉止する間に増えてっていう話がありましたけどもそもその理由は何でしたっけっていうこれちゃんと確認しまして回答させていただきます。
0:52:31	それが一つ目ですよね。二つ目が、9 ページのところの緑のラインですね特に排気の隔離弁の左側に、この図上、ある、この緑のラインについて、これが何なのか。
0:52:47	そもそも、下層階のところから引っ張ってるようなところが検知できるようにとか、そういったようなそのいわゆる緑のラインの設置目的が多分不明確だといったところ。
0:52:58	だと思っておりますので、この辺はですねやっぱり先ほど天野さんもおっしゃられた、検知の目的というのがしっかりとある理由としてありますので、
0:53:08	そこはちゃんと資料上明記するようにしたいと思います。それらを逆に何ですかねしっかりしていくと。
0:53:18	そもそも設備改造前はこういうふうにしていて設備改造後は緑のラインでこういうふうにしていてといったところをしっかりと説明すると、先ほどの3点目もですねクリアになるのかなと思いますので、
0:53:30	今おっしゃられたところをちょっと対応していきたいというふうに思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:35	以上です。
0:53:36	はい。規制庁の天野です。多分そういうことだと、私もお聞きして思いましたので、
0:53:43	そういう説明を全体としてしていただくと。
0:53:47	と、東証なんですか、②のライン。
0:53:50	で、
0:53:51	②のラインと各階層なり、SFピットL/DSPですか、全部集まるところから、
0:53:59	隔離弁 2 のところに書かれていた放射線モニターで検出していたっていう
0:54:06	役割が、
0:54:09	変更後にすることによって、
0:54:12	風量の話も今まであんまり聞いてなかったんですけど、
0:54:15	こういうバイパスラインとか風量とか、いろんな体制、対応をすることによって、東条を設計目的としていた。
0:54:23	ところは、変わらないんですよっていう、もしそういうことであれば、そこをまとめて、説明していただければ
0:54:32	こちらの意図はクリアになるっていう、そういうことでよろしいですよはい。以上です。
0:54:37	はい、元のスズキです承知しました。ちょっとこちらの図に追記するだけだとなかなかちょっとぐちゃぐちゃになっちゃいますので、おそらく今の答えするためにはですね、
0:54:47	設備改造前の姿をちゃんと示して、そのときにはこういうふうを検知してますと、設備改造後は、こういうふうを検知するために同様に検知するためにこういうふうにタイラインを作ってるっていう資料を新しく作った方がいい気がしますし、ちょっとその説明の仕方は別途考えますけど、
0:55:03	そんなような方向性でちょっと今検討していきたいなというふうに思います。以上です。
0:55:10	ようですけど、あと 12 ページのやつのはつた方がいいかもしれないですね。
0:55:16	要は、
0:55:17	今せっかくこれつけてくれたんだけど、これ数字多分 1234 つけて、通常、今の、これ現状の姿で、改造後は、多分
0:55:30	ここで言っている上の赤いところが、今まで休止状態で使ってなかったのが、404 が生きて、その燃料プール周りのやつが、深冷とか

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:42	閉止して分を 04 でやるっていうところで前後が多分見えたら、余計わかりやすいかなと思うんで、前後をつけてください。お願いします。
0:55:53	元のスズキです承知しました。
0:55:58	ウエダです他に何かありますでしょうか。
0:56:14	よろしいでしょうか。
0:56:21	規制庁のではありませんちょっと基本的なことを教えていただきたいんですけれども。
0:56:26	今回信頼性のためにダクトを撤去して、二次格のバウンダリーのところ、多分何かこう対策、その撤去したところ、何か少しく設備が、
0:56:37	とか何か設置するのかなとそれと運用としてはちょっとよくわかかわからないんですけれども、それは何かあれなんですかね即その部分っていうか設備か何かこう、設置した時に機能とか、
0:56:48	二次格の容器としての機能とかって何か持つんですか。
0:56:52	何かこそ、その機能として何かこう評価とかは必要ないんですか。
0:56:58	何かするのかっていうところをちょっと教えていただきたいくて、現在のコバヤシです。
0:57:04	ちょっと図面をちょっと、
0:57:06	何ページかな。
0:57:16	江藤元コバヤシです。6 ページ。
0:57:20	もう同じなんですが
0:57:24	右側の絵で、赤く塗られている壁、これ今回、もともとダクトが貫通してるところがダクトがなくなるので、そこは壁を作って、
0:57:35	今も閉止して、原子炉建屋と同じ設計の壁で二次格納施設を、としての機能を持たせるといふ、
0:57:45	設計をする予定です。
0:57:49	規制庁のですね、何かこう、貫通部塀等みたいなそういう他の設備を追加するわけじゃなくて、他のところと同じように、壁をつくり直すということで理解しました有賀さん。おっしゃる通りでございます。
0:58:07	それでは説明の続きをお願いします。現在コバヤシでございます。今回ダクトを改造するということに対する、基準適合性の資料がその後、ずっと続いておりますので、
0:58:22	そちらのご説明をまずさせていただきたいと思います。ページで言うと、
0:58:27	641 ページからになる。
0:58:31	なります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:43	県の河端です。641 ページとしましてこちら別添資料としまして、設置許可基準規則等の各条への適合性確認についてということで、
0:58:54	今回確認した内容を、
0:58:57	資料に反映しております。まず 1 ポツ、概要としまして今回の設備改造後の対策について、設置許可基準規則等の各条文への適合性を確認し、
0:59:07	結局適合方針を踏まえたものであること及び適合していることを確認しました。2 本、2 ポツとしまして確認方法としましてまず①としまして、第 1 表の通りということで第 1 表については、643 ページから、
0:59:30	667 ページの方にまとめておりまして、
0:59:35	第 1 表の通り設置許可基準規則及び技術的能力審査基準の各条文を列挙しております。②としまして設備改造時における基準適合への影響確認要否欄において、
0:59:49	設置許可基準規則の条文ごとに基準要求、及びそれらの解釈や、関連するガイドを含んでおります。を確認し、影響確認を不要とする条文を確認要否案で、バツとし、
1:00:02	これ以外については 0 としております。また、発とした場合にはその理由を、
1:00:07	確認不要の理由欄に記載しております。なお各条文の方を含む、すべての要求事項が明らかに今回の設備改造と関係ない条文については、
1:00:17	確認要否欄を条文単位でバツとしております。③としまして
1:00:23	0 上記②の確認要否欄で、0 とした条文について第 1、右端率の補足説明資料をまとめ、本資料に基づき、今日から 2、
1:00:35	2、聞く場における適合のための設計方針等を、設備改造事案に
1:00:41	設備改造後における適合のための設計方針等を記載しております。④としまして、また、上記③で記載した設備改造時欄の
1:00:51	設備改造後における適合のための設計方針等について、設置変更許可申請書の本文及び添付書類の影響を確認し、本文に影響するものを丸、添付書類のみに影響するものを三角。
1:01:04	影響しないものをバツとしております。
1:01:10	642 ページ行きまして 3 ポツ確認結果としまして上記 2 の通り、今回の設備改造後の対策について設置許可基準規則等の各条への適合性を確認した結果、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:21	菊適合方針を踏まえたものであることに加え、各条文に対して適合していることを確認しました。また今回の設備改造後の対策の設置変更許可申請書の影響について確認した結果、
1:01:33	各条文要求への適合性に係るものとしては、影響する事項がないことを確認しております。ただし、条文要求に、
1:01:40	基づくものではないものの、補足 4、別紙、すいませんこちら 3 と書いてあるんですけれども、すいません別紙 2 になります。
1:01:48	別紙 2 に示す通り、現在の添付書類 8 に示す、変更が生じる箇所があるため、今後関連する設備の変更等による、設置変更許可申請を行う際に、添付書類 8 の当該箇所の記載についても、変更を行うことと、
1:02:05	するというので、今回、
1:02:07	設置許可基準規則の適用性確認した資料をまとめております。
1:02:21	はい。
1:02:22	まず、すいません 643 ページの方行きます、まずこちらの方、
1:02:29	まず、説明の方させていただきたいと思います。
1:02:32	先ほど説明しました通り左側に条文を記載しておりまして、まず一条と二条に関しましては、こちらについては、要求事項ではないため、今回バツ等、確認要否の方でしております。
1:02:46	続きまして 3 条になりますけれども、設計基準対象施設の地盤ということで、条文を各方向ごとに記載しておりまして、
1:02:57	確認等もあるとしておりますので、まず、
1:03:01	既許可の方ですけれども、まず三条の一番 1 項の方につきましては、原子炉建屋附属棟は基準地震動による地震力が作用した場合においても接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に、
1:03:13	設置する設計としています。また上記に加え、基準地震動による地震力が作用することによって、弱面地上のずれが発生しないことを含め、基準地震動による地震力に対する支持性能を有する地盤に設置する設計としているという、
1:03:27	今日ではこういう、
1:03:29	いうふうに設計しております。設備改造時ですけれども、原子炉と関係は通常の人事における原子炉建屋の負圧維持のための常用関係であるとともに、原子炉冷却材喪失時が生じた場合、
1:03:42	ドライウェル圧力高、原子炉水位低原子炉建屋放射能法のいずれかの信号で原子炉棟、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:49	換気系隔離弁を閉止することにより、MSワンAMSに機能を持つ、二次格納施設のバウンダリを形成する設計としています。また、原子炉建屋、換気系、ダクト放射線モニター検出器は、
1:04:02	安全保護系として、上記の現象建屋放射能高の信号を発信する機能とともに、緊急時対策上重要なもの及び異常状態の把握機能を有しています。
1:04:12	今回の設備改造では、原子炉棟換気系隔離弁ダクト及びダクトの一部を撤去しますが、原子炉建屋附属棟内の
1:04:22	隔離弁及びダクト並びに白建屋附属棟に追設するダクトにより、上記MS案2、Ⅱ及びⅢAS12及び3の機能が、
1:04:33	維持されるよう、常用換気系の機能を維持するとともに、原子炉冷却材等はそ喪失等が生じた場合に隔離弁を閉止する設計についても、変更が生じないように設計します。撤去するダクトは、
1:04:47	ダクトには、原子炉建屋原子炉棟内及び原子炉建屋附属棟内で閉止措置を行い、撤去するダクトが貫通していた、原子炉建屋原子炉棟の壁には閉止措置を行います。
1:04:58	後者の閉止措置した壁は、二次格納施設のバウンダリを形成することとなるため、二次格納施設としての設計を行います。また今回の設備改造では、
1:05:09	原子炉建屋ダクト放射線モニター検出器を、
1:05:13	原子炉建屋附属棟内の原子炉棟換気系排気ラインB系隔離弁の上流に設置することで、上記N-S1及び3の機能を維持できるよう設計します。以上の設備改造に係る設備は、
1:05:25	すべて原子炉建屋原子炉棟及び原子炉建屋附属棟に設置し、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する設計に変わりはありません。このことから、
1:05:37	基準地震動による地震力が作用した場合に接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する設計については変更が生じないため、既許可における設計方針を、等を踏まえたものであり、本校に適合すると。
1:05:50	確認しております。続きまして2項につきましても、既許可で、
1:05:55	地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物構築物間の不等沈下、液状化や揺すり込み沈下等の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:08	周辺地盤の変状により、その安全機能が損なわれる、行われる恐れがない地盤に設置する設計としております。こちらについても、
1:06:17	上で記載し、上記で記載してあります通り、今回の設備改造に係る設備はすべて原子炉建屋、
1:06:24	原子炉棟及び原子炉建屋附属棟に設置し、地震発生に伴う地殻変動によって生じる静構造、支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物、
1:06:34	構築物間の沈下不等沈下液状化や揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状によりその安全機能が損なわれる恐れがない地盤に設置する設計に変更はありません。
1:06:47	設備改造においても、安全機能を損なわれる恐れがない地盤に設置する設計に、
1:06:54	変更が生じないことから、こちらの
1:06:58	条文についても、既許可における設計方針を踏まえたものであり、香港に適合すると、確認しております。
1:07:05	続きまして参考ですけれども、こちら原子炉建屋既許可の方ですけれども、原子炉建屋原子炉棟及び原子炉建屋附属棟は、将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤に設置する石油、
1:07:21	はい。
1:07:34	元の木場でございます。今、3 条文をご説明させていただきました。
1:07:39	あと表のつくりと、この資料のつくりの形をご説明させていただきました。ここでご意見があればいただいてちょっとその次に進めたいと思います。よろしく申し上げます。
1:07:59	規制庁の天野です。すいませんさ、さっきのちょっと議論というか、いや、確認の続きで、さっき 564 ページの、
1:08:11	本文 5 号の
1:08:13	継続制御系統施設、(2)の安全保護回路ということで、bポツを引用させていただいたんですけど、ここでは原子炉建屋放射能高の、
1:08:24	信号によって、常用会計を閉鎖すると、でSGTSを起動するという、
1:08:31	ことでしたけれども、例えばですけど、
1:08:35	600、
1:08:37	54 ページの、
1:08:39	この 27 条の安全保護回路ですけど、
1:08:45	右側の設備改造時の記載を見るとですね。
1:08:49	確かにそのモニターを

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:54	B系隔離弁の上流に移設するという事は書かれていますと。
1:08:59	たださっき言ったように
1:09:01	下層階のLOCA時の、
1:09:04	放射性物質とか、そういうことについてバイパスラインを設置することで初めて
1:09:10	状態が変わらないと思うし、もしそういう説明であれば、
1:09:14	そのバイパスラインについては何も今書いてないのかなと思うんですけど。
1:09:20	そのあたりの何ていうか条文適合というか、説明については、
1:09:25	十分なのかというか、現状どっかに書かれてるんでしょうか。
1:09:29	はい。現在のスズキです。654 ページの、この 20 条の、この右から 2 列目の設備改造時のところの、
1:09:39	二つ目の土地ですね。
1:09:42	ここで、今回の設備改造ではというくだりで始まっているんですけども、その 2 行目のところに、追設するダクトにより、
1:09:53	上記MSワンツーⅢの機能が維持されるように、それ、そこでですね一応表現はしてるつもりなんですけれども、
1:10:02	この辺のいわゆる、これ実は言い回しがみんな同様になってまして各条文。だからこの追設するダクトのところは先ほど天野さんのご指摘を受けて、こういう目的で、
1:10:14	委託と追設するよっていう話を作りますので、そことセットで見れば、明確になるのかなとは思っています。以上です。
1:10:22	ました。ちょっと追設するダクトと、あとは
1:10:29	三つ目のポツの、
1:10:32	放射線モニター検出器を排気ライン、B系隔離弁の上流に移設とこの二つが主な
1:10:40	改造、改造というか、
1:10:43	対応で、この 20 条の、
1:10:46	条文適合としての影響はないというのは理解しましたけれども、
1:10:53	それでさらに記載、記載というか説明を充実していただければと思うんですけど。
1:10:58	そうすると例えばこの条文としては今、
1:11:02	確認要否がまるでようになって、
1:11:07	申請書業務で、バツとなっているんですけど、
1:11:13	本文の影響があるかないかっていうのはありますけど、例えば添付、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:20	についても影響がないってことなんですけどそのあたりの整理って いうのは、今日の議論を踏まえても、
1:11:27	十分なされているんでしょうかそれとも、ちょっとそこの検討はまだこれ からってことなんでしょうか。
1:11:36	と、現在のスズキです
1:11:38	実際に添付書類においては実際にこう、こういうふうに乗と引きますと かですねそういったようなことまでは書いていなくて、こういった機能 を持たせますとかそういったところまでですので、
1:11:49	機能そのものは維持をしますので、特段、添付書類についても影響は ないものだと思っています。以上です。
1:11:59	わかりました。じゃあ、ちょっと説明を充実していただく。
1:12:03	時に、あわせて、
1:12:08	今、すでに確認されてるということであればいいと思うんですけど改めて この日、第1号についても、もし変わり得るところ或いは記載の充実を する必要があるのであれば、
1:12:21	ちょっと
1:12:22	ということで確認していただければと思います。
1:12:27	はい、承知しました。第1票そのものを改定するのか或いはその追設 するダクトという意味はこういうことですかという、先ほど言った新しく作る 資料とのリンクを図ることによってやるのか、その辺の対応を考えつつ、
1:12:40	資料を充実化したいと思います。以上です。
1:12:43	はい。規制庁の天田ですよろしくお願いします。以上です。
1:12:58	規制庁宮ですけど
1:13:01	今、多分2ページのところに書いてある。
1:13:05	説明が少し加えた方が多分いいんだろうなと思っていて、
1:13:11	多分その、今ここで書いてあるのは今日運用してB系を運用すること によりってうしか書いてないんだけど、
1:13:17	これ常用系の管理系のシステムの改造だよ結局その
1:13:24	もともとA系B系別々にやるんだけど、要は、今言ったように修正するダ クトとかをつなぐことによって要は機能持たすんだけど、ここだけを見ると、
1:13:33	そういう要素が入ってなくて、A系についているものが、A系とB系が何 か独立してそのままA系だけ止めてB系だけ残すみたいな形になっちゃ ってるから、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:44	多分その辺のちょっと説明が少し足りないのかもしれないですね、追設するだく等もそうだし、こういう意味でダクトも含めたその系統構成の、
1:13:54	アース変更っていうところを明確にした方がいいと思う。
1:13:59	以上です
1:14:00	現在の木場でございます。承知いたしました。あの日記載をちょっと充実させて、わかりやすくしたいと思います。
1:14:16	元の小橋でございます。ちょっと一つ説明が漏れてしまいまして、第1表で今ご説明した、藤江藤。
1:14:26	設備改造時とか許認可という記載は、表の一番右側に補足説明資料、
1:14:33	これは第三条穂積資料でいうと、後ろの、
1:14:38	ワードといいますか 660。
1:14:41	8 ページ。
1:14:43	からの記載とほぼ同じ。
1:14:46	構成しております。ですので、後のこの
1:14:50	文章ではなくて江藤前の表ですべてご説明をさせていただきたいかなと思っております。
1:15:09	そうしましたら、続きまして 644 ページ。
1:15:15	644 ページの第 4 条であります。
1:15:20	こちらは地震による損傷の防止ということで、各行記載させていただいております。結果的にはすべて×とさせていただきます。これは先ほどからもご説明ある通り、
1:15:31	今回の改造が、原子炉棟の内、あと原子炉附属棟内での改造であって、塔自体の改造しないということですね地震による損傷の防止等の影響は、
1:15:44	すべて関係ないといいますかそこには影響を与えないということの評価をして、
1:15:50	対象外ということに、本郷に適用するということに記載させていただきます。
1:15:57	続きまして第五条、次のページ 645 ページになります。第五条は津波による損傷の防止になります。
1:16:05	こちらも、と同じでございます。今回の改造が、原子炉建屋の現状と附属棟にかかるの中で、
1:16:13	改造になりますので津波に対する影響、それに対する設計に対しては特に影響を与えず、ESCO確保に対しても適用するというふうに記載を、表現をさせていただいております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:01	すいません、6件のカワマタです。6条の方ですけれども、許可の方ですけれども、
1:17:09	(1)として竜巻防護に関する基本方針、(2)火山防護に火山防護に関する基本方針、(3)としまして、
1:17:19	外部火災防護に関する基本方針、(4)としましてその他外部事象に関する基本方針をキクチを記載しております、
1:17:33	卵防護に関する基本方針としましては既風許可では、外殻となる施設に内包される外部事象防護対策施設のうち、外殻となる施設がせ、設計とつなげ影響により、
1:17:45	健全性が確保されず、貫通または裏面剥離が発生し、安全機能を損なう可能性がある場合には、施設の補強、飛来物、
1:17:55	防護対策設備または運用による竜巻対策を実施することにより、安全機能を損なわない設計としていることと、
1:18:06	原子炉建屋附属棟については、設計飛来物の衝突により、壁面及び開口部、建具等に貫通が発生することを考慮し、開口部、建具等付近の外部事象防護対策施設のうち、
1:18:18	設計飛来物の衝突により影響を受ける可能性がある原子炉建屋附属棟3階、中央制御室換気空調設備、原子炉棟換気系隔離弁及びラック等及び、
1:18:31	非常用電源盤が安全機能を損なわない設計としています。外殻となる施設による、
1:18:37	防護機能が期待できない施設として、原子炉棟換気系隔離弁及びダクトは、設計飛来物の衝突により、建屋の壁面等に貫通が発生することを考慮し、
1:18:47	壁面等の補強による竜巻防護対策を行うことにより、原子炉棟換気系隔離弁、
1:18:54	及びダクトの構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計としております。外部事象防護対策、
1:19:03	外部事象防護対象施設のうち、屋内の施設が施設で外気と繋がっている施設として原子炉棟換気系隔離弁及びダクトは壁面の補強等の竜巻防護対策を行う、原子炉建屋、
1:19:16	に内包されていることを考慮すると、風、数圧力による背荷重及び設計飛来物による衝突荷重を採用しないことから、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:27	気圧差による荷重並びに原子炉棟換気系隔離弁を開く等に常時作用する荷重に対して構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計としております。
1:19:41	次に、括弧 2 ですけれども、既許可では、評価対象施設等のうち、絶縁低下及び化学的影響を考慮すべき、施設は外から取り入れた屋内の空気を、
1:19:53	聞きたい機器内に取り込む機構を有する。
1:19:57	施設の計測制御設備、安全法系としております。当該施設が設置される場所の関係回帰取り入れ口へのバグフィルターの設置により、
1:20:06	降下火砕物の侵入に対する高い防護性能を有すること。また、外気取入ダンパ
1:20:12	の閉止による侵入防止が可能な設計とすることにより、降下火砕物の付着イントな絶縁低下及び化学的影響による影響を防止し、計測制御設備の安全機能を損なわない設計としております。
1:20:25	(3)、外部火災防護にですけれども、外部火災の二次的影響を受ける評価対象施設として、換気空調設備、計測制御設備、安全保護系を抽出しております。
1:20:37	外部火災による二次的影響としてばい煙等による影響を抽出し、外気を取り込む評価対象施設を抽出、抽出した上で、
1:20:48	第一部、1-7 の 97 の表の分類の通り、評価を行い、必要な場合は対策を実施することで、評価対象施設の安全機能を損なわない設計としております。
1:21:00	(4)としまして安全施設は、想定される自然現象が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計としております。こちら設備改造時としまして、
1:21:11	(1)に対しては、
1:21:14	最初のポツですけれどもこちらは先ほど節ご説明させていただきました機能を
1:21:20	の説明を記載しております。今回の設備改造についても、
1:21:26	ダクトの撤去と、設計、二次格納施設の設計を行うということでこちらの記載も、先ほど説明した内容となります。今回の設備会三つ目のポツですね、今回の設備改造では、原子炉建屋換気系ダクト放射線モニター検出器を、
1:21:41	壁面の補強等の竜巻防護対策を行う、原子炉建屋附属棟内の原子炉棟換気系排気ラインB系隔離弁の上流に設置することで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:51	上記MS案及び水の機能を維持できるよう設計するということと、改造に伴い追設するダクトについても、原子炉建屋原子炉棟内に設置することにより、
1:22:01	外部次長からの防護が期待できるエリアに設計、設置する設計となります。以上の内容から、設備改造においても設計飛来物の衝突を防止し、構造健全性が維持され安全機能を損なわない設計について変更は生じません。
1:22:16	また気圧差による荷重並びに、原子炉棟換気系隔離弁及びダクトに常時作用する荷重に対して構造健全性が維持され、安全機能を損なわない設計についても、変更は生じません括弧 2 につきましても、
1:22:30	(1)に記載しました通り、
1:22:33	今回の設備改造に係る設備は、外部事象からの防護に対し、安全機能を損なわない設計方針に変更ありません。また、原子炉棟、原子炉建屋換気系ダクト放射線モニター、
1:22:44	検出器は、外部から取り入れた建屋の空気を機器内に取り込む。
1:22:49	機構を有しないことにより
1:22:51	安全機能を損なわない設計とします。
1:22:55	次に(3)外部火災ですけれども、こちらも(1)に記載した通り、今回の設備改造に係る設備は、外部事象からの防護に対し、安全機能を損なわない設計方針に変更ありません。
1:23:07	また原子炉、
1:23:09	放射線モニター検出器は外から取り入れた屋内の空気を機器内に、
1:23:14	取り込む機構をこちらも有しないことにより、安全機能を損なわない設計としております。
1:23:20	(4)ですけれども、こちらも(1)に記載した通り、今回の設備改造に係る設備は、外部事象からの防護に対し、安全機能を損なわない設計方針に変更ありません。
1:23:31	よって想定されるし、自然現象が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計と、
1:23:36	します。以上の内容から、設備改造時においても、各(1)から(4)に記載している、基本方針の設計について変更が生じないことから、
1:23:48	香港に適用すると、記載しております。
1:23:59	原子力規制庁ミヤモトです。少しこの書き方、
1:24:05	オカダというか考え方をちょっと私の確認したいんだけど、これちょっとちっちゃいので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:11	後ろのページの 769 ページ。
1:24:15	竜巻の方なんだけど、
1:24:18	ここで書かれているように 600 は 769 ページ、770 ページでもいいんだけど、ここで書いてある通り、原子炉建屋換気系隔離弁及びダクト、
1:24:32	は設計飛来物ちょうど建屋の側面観察、考慮してっていうことで、
1:24:37	ここの設計に変更がないっていうのが、
1:24:40	今書かれてるかっていうことなんですよね。要はね、
1:24:44	もともと 2 系統、要は 2 系とあったものが 1 系統になるんだけど、
1:24:50	そもそも示していたのは別に系統数を変えてるわけじゃないので、その部分に変更はまずないっていうのが、今ここに書かれてないような気がするんですね。
1:25:00	前提としてこういう本文で書かれ竜巻のところで書かれてるのはあくまでも、
1:25:06	原子炉建屋換気、隔離弁とダクトをまず守ってくださいよっていうことなので、その守る方針に変更はないっていうことが、今書かれてないんですよね。
1:25:15	その改造時っていうか設備改造時のところに、
1:25:21	明確にだよ。なんかで全体で読めば大体わかるんだけど、
1:25:26	その上で要は、
1:25:30	設備改造の話は確かに必要なんだけど、ここで竜巻で言ってるのは竜巻防護対象設備に対する、
1:25:38	防護方針が変わるか変わらないかなんですよね。そこは多分変わらなくて、
1:25:43	そこは明確に書いておかなきゃいけないくて、
1:25:46	正しい何だけ正しい系統系統構成変更する部分で、安全機能をそこに持っていた安全機能については、座屈するだく等を、
1:25:57	持つことによって、要は、設備の機能維持を図るっていう、
1:26:02	話でしかないと思うので、ここに言われてるように安全機能の
1:26:08	前後で安全機能がどう変わるかっていうのを書かれてるはいるんだけど、それは当然あってもいいんだけど、一番必要なのは、先ほど言ったように原子炉建屋隔離及びダクトに対する防護保持竜巻防護に対する方針が変わるか変わらないかっていうところを、
1:26:24	初めにちゃんと書いてもらったほうがいいかなと思うんですけどいかがですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:29	現在木場でございます。承知いたしました。あそこは確かに記載がちょっと。
1:26:35	わかりづらく抜けてるか、そういうところだと思いますので、まずその、変わらないということを明確に記載した上で、改造後に対しても影響がないというようなそういう、
1:26:46	記載にしたいと考えます。
1:26:50	あとはちょっと念のためだけどねなお書きで、要は
1:26:54	竜巻、ここで言っている
1:26:59	立山監事、上杉です。
1:27:04	ここはあれか。
1:27:08	竜巻防護対策かな、竜巻防護対策の見直しについては、
1:27:16	竜巻防護対策の見直し、
1:27:20	ここでは0しかない。
1:27:31	壁面の補強等っていうのは、残ったところはちゃんとやるんだよねっていうところは何も変わらないから、別にそこ細かく書く必要はないかもしれない。
1:27:40	この表上では粗相でいいかちょっとまだ考えます意図してるところはちょっと、少し、
1:27:47	その部分の工認側になるんだけど、石綿の補強等の取り止めの話を一部取り止め、変更についても一応少し言及しといた方がいいかなっていう。
1:27:59	六条でしか書くところがないので、
1:28:02	少しこの表なりで、
1:28:06	書いといた方がいいかなと。
1:28:09	取り止め等の取り止めとか壁面の補強等の見直しについては今後の
1:28:15	公認声追加併任の方で、改めて説明するとか、そこで説明するというのを一応一文書いといてもらいたいなっていうのがある。
1:28:24	大丈夫でしょう。現にコバヤシです。承知いたしました。元のパワーポイントの方の資料で進め、書いてあることをこちらにも記載して、今後というのがわかるようにしたいと思います。
1:28:36	はい。よろしくお願ひ、私の方のコメントは以上です他ある。
1:28:47	いっぱい。
1:29:07	すいません規制庁の天野です。先ほど 20 条の安全保護回路、
1:29:14	についてちょっと確認させていただいたんですが、おそらく、各条文もちろん、1 名にする必要あるんですけど

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:23	今回の変更の主目的からすると
1:29:27	あれですか常用の建屋換気系をちゃんちゃんと
1:29:32	放射能高で検出して、
1:29:36	ちゃんと常用関係を自動隔離してSGTSで、
1:29:40	放出するとそこ素行がちゃんと変わらないっていうところがポイントかと思うんですけど。
1:29:46	そういう意味では 20 条に加えてですね、32 条の第 7 項、
1:29:54	ですかね。
1:29:55	ここもSGTSの話があって、
1:29:59	24 条と同じ内容追設するダクトとか、モニターの 1 編を移設と書かれてるんですけど、
1:30:08	鳥栖間で、これ今競っちい設置許可の、
1:30:14	内容が変わらないかっていう、整理になってるんですけど、今回申請が設工認ということで、
1:30:22	ちょっとこれ確認なんですけど、まず
1:30:26	しかも
1:30:28	設工認のへん人ですか、専任ということなので、金融機関に対して、
1:30:34	当初の設計方針は変更がないっていう、確認をしなきゃいけないと思うんですけど。
1:30:40	それを、例えば、申請書の本文、
1:30:45	或いは添付書類として、
1:30:48	ちゃんと
1:30:51	登記認可の内容が変更されていないっていうことは、
1:30:55	投資図書上ちゃんと
1:30:57	整理されてるんでしょかっていうのをちょっと確認させていただきたいんですけど。
1:31:02	現在コバヤシです。それは技術基準。
1:31:06	への適合が、説明が今されているのかされていないのかっていう質問かと。
1:31:13	まだそこまでは行っておりません。はい。
1:31:18	わかりました。多分今後、そういう確認をさせていただくことになると思うんですけどちょっと少し、全然別、別県の案件で我々扱ってる中で、
1:31:31	そもそもちょっと
1:31:34	衛藤は、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:36	必要な添付書類が足りないとか、ちょっとそういう事例があったので、少し
1:31:43	多分金逸見の場合は、既認可の
1:31:47	当初の設計方針が、
1:31:50	今回の設備改造なり変更で、
1:31:53	ちゃんと変わらないってことはちゃんと示していただいて我々も確認する必要があるのでは、それが例えば基本設計方針に変更がないとか、
1:32:02	或いは変更がない。
1:32:04	基本設計方針の各機能が変更がないことを、ちゃんと値添付書類で、
1:32:11	それは、
1:32:14	確認してるとか、そういうところの漏れがないように、施工人のお作法があると思うんで、それに従ってやっていただければ漏れはないと思うんですけど、そこは衛藤。
1:32:25	そういう事例があったんで、一応確認をしていただきたいと思います。以上です。
1:32:58	それでは他に何かありますでしょうか。
1:33:03	なければこれで本日のヒアリングを終了したいと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。